

少年事件の簡易送致要領の制定について

〔昭和 47 年 10 月 1 日〕
〔兵警少例規第 33 号〕

(概要)

少年事件の簡易送致は、刑事訴訟法、犯罪捜査規範、神戸地方検察庁検事正指示等に基づき、保護処分又は刑事処分を必要としない少年の軽微な事件である簡易送致相当事件の送致要領等を定めたものである